

大

S

9460-1 / 260

I-0864



モルタヤ人	二万四千	(0.9%)
希臘人	十萬六千人	(0.4%)
ポルカリア人	九万五千	(0.3%)
白雲西人	三万九千人	(0.1%)
その他	七千人	(0.02%)
其の他 (ツインテリヤ)	九万五千	(0.3%)

以上十國信託中、市及市ノ形ヲ有スル市街地ニ多ク居住スル大雲西人及希臘人ハ、次ノツインテリヤ人(九.四%)、ポルカリア人(一.九七%)、希臘人(一.〇八%)等トナシ、全ツインテリヤ市街地住民ハ、割七分六厘ノ多シ。

在オテッサ日本帝國領事館

S 9460-1 263

人ハ漸次増加シ、大雲西人ハ漸次減少スル。

職業同業組合員	七千人	男三、〇〇〇人、女三、〇〇〇人
九の九種	大雲西人	三割五分、希臘人
一割五分、其		
他五の二		
職事法員ノ有シ者	男良、女三、〇〇〇人	男三、〇〇〇人、女三、〇〇〇人
中ハ、モルタヤ人	ナシトス	
文筆員	男、一、〇〇〇人、女、一、〇〇〇人	男、一、〇〇〇人、女、一、〇〇〇人
大雲西人	四百五十人	ポルカリア人
五十一人、希臘人	三百三十人	男、一、〇〇〇人、女、一、〇〇〇人
人、其ノ他	治限的ツインテリヤ人トス	

以上十地方ノ住民多クモ、モルタヤ人、希臘人、便里、同ノ特種民族也。城ヲ築定メ、及民族都府、設ケタル、即

在オテッサ日本帝國領事館

S 9460-1 264

I-0864





友誼之感情ヲ結ばしむるに尤も此種の人々  
●何カニシテ事なきが果シテ隔切、如何  
心ヲ習得、監視する要あり。

右報先奉申進す

和信宗道存之

田中大使

編次人

在オテッサ日本帝國領事館



9460-1

1:269

I-0864

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 271

不、資料等、如、蒐集等、之、事、を、行、つ、た、り、す、り、後、  
何、等、の、考、査、に、付、重、回、相、談、座、に、  
本、信、曾、送、付、也、  
田、中、大、使、

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 270

6794016  
シ、カ、リ、に、於、て、民、族、同、胞、の、同、リ、ハ、本、年、九、月、二、十、三、日、  
附、片、第、四、四、二、號、抄、付、シ、テ、局、報、出、置、口、に、其、後、  
一、民、族、政、策、実、施、状、況、に、関、し、別、紙、に、於、て、續、報、

シ、カ、リ、に、於、て、民、族、政、策、実、施  
状、況、に、関、し、續、報、一、件、

外務大臣岡田外 田中内一殿

在オデッサ  
領事島田 滋



昭和二二年三月九日

公第 四七五 號

歐米州

第一課

第三

班

昭和二二年三月六日 接受

情 2.12.22

I-0864

昭和五年一月

シベリアに於ける民族政策実施状況

續報

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 272

シベリアに於ける民族政策実施状況

續報

目次

- 第一 シベリア聯邦に於ける民族政策、及び
- 第二 シベリアに於ける民族文化建設事業
- 第三 シベリア民族調査
- 第四 各師団防地帯、創設
- 第五 オデッサ管区に於ける民族問題
- 第六 民族、種別、同種、同係

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 273

I-0864



ソ連邦に於ける民族政策実施状況

(續報)

第一 ソ連邦に於ける民族政策の概況

ソ連邦に於ける民族政策の概況は、先づ第一、

一九二七年十月のレニンの演説に於ける民族、同胞、人民を

愛護せしむべきこと、其後、一九二九年十月のレニンの演説に於ける

「ソ連邦に於ける民族政策の概況」

「ソ連邦に於ける民族政策の概況」

「ソ連邦に於ける民族政策の概況」

「ソ連邦に於ける民族政策の概況」

「ソ連邦に於ける民族政策の概況」

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1

274

ソ連邦に於ける民族政策の概況

ソ連邦に於ける民族政策の概況

ソ連邦に於ける民族政策の概況

ソ連邦に於ける民族政策の概況

ソ連邦に於ける民族政策の概況

ソ連邦に於ける民族政策の概況

ソ連邦に於ける民族政策の概況

ソ連邦に於ける民族政策の概況

ソ連邦に於ける民族政策の概況

ソ連邦に於ける民族政策の概況

ソ連邦に於ける民族政策の概況

ソ連邦に於ける民族政策の概況

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1

275

I-0864



之ヲ 敬備不十分ナルハ 明カトナリタレバ 早達民族  
去後合ニ於テ 下ニテ 民族ノ 爲メ 異條的措置ヲ 講  
ズルニ 志ス

我々同時ニ 琉球人 郷土主義ト 實地調査ヲ 行ハシ

第四 各縣民族地帯ノ 創設

本邦ニテ 中央執行委員層階級 中央行政土地委員  
會ハ マリホリ 地方各縣人等ノ 諸種ノ 害レ マリホリ  
おリテ 管区内ニ於テ マリホリ 村ヲ 中心トシテ 各縣民族  
地帯ヲ 設置スルニ 志ス

右ノ 本年十月三十日 閣議ニ於テ マリホリ 各縣民族地帯  
設置ハ 之ヲ 主トシテ 地方各縣人等ノ 諸種ノ 害レ マリホリ  
地帯ナリ 之ヲ 主トシテ 地方各縣人等ノ 諸種ノ 害レ マリホリ

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 278

おリ管区ノ 組織中 於テ 異 對個ノ 各縣民族地帯  
ヲ 設置ス 豫定ナリト 記ス

第五 オデッサ管区ニ於テ 民族問題

本件ニ関シ 本年九月 中 オデッサ管区 執行委員 局長  
ヤリクニ 氏ハ オデッサ管区 第六回 考査會 委員 局長  
ノ 席上 各委員 報告中 記録ニ 於テ 如ク

南洋管区内ニ於テ 設置セザルニ 民族地帯ハ 三 郷  
ノ 影響ハ 五七 民族對新 對舊 個 民族 整理 異 對  
個ナリ

獨者人 同 考査會ハ 爲メ 設置ス 之ノ 爲メ 八千 百 餘 人 土地  
ヲ 分 割 スル 爲メ 設置ス 之ノ 爲メ 獨者人 考査會 委員  
長 氏ハ 民族地帯ニ於テ 之ヲ 主トシテ 地方各縣人等ノ 諸種ノ 害レ

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 279

I-0864

同トナリ、普通學校、勞働工場學校、及其他高等  
 教育機關、工業學校等ノ民族部ハ擴張セル、民  
 族同、亦モ其程度教育機關ニ擴張セルナリ。  
 唯特選入及新入ノ人地帯ニ波蘭人ノ同ラハ、他  
 人及カカリヤ人、勞働者及農民同、在ルニ其程度機  
 關ノ建設達ニ、同様波蘭人、市民同ニ其程度達  
 也、又少數民族、職業組合等カ、擴張ニ不十分ナリ、右  
 ハ、之ヲ獨人、波蘭人同、在ルニ其程度、強ク見ラレ  
 民族政策、実行ノ件ニ困難、オカシク管区、在ル人種  
 擴張ニ難シトシ、其一同ナリ、最近、調査、在ル人種  
 管区ニ、五十五種以上ノ人種、四十種、千人以上ノ集  
 入、人口、上ノ五、六、露西人、獨人、男多ク、他民  
 人、大ニ多ク、露西人種、以テ自國親ト認メ、獨

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 280

夫人、カサリ人、露西人、白國親トナリ、  
 考親ナリ  
 國勢調査、扱ハオカシク市人、以テ、二万五千、ハ、  
 親、以テ自國親及自己ノ居親親トナリ、  
 オカシク管区、露西人、五、六、カ、其他人、カ、  
 族、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、  
 之著、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、  
 親、以テ自國親トナリ、露西人種、以テ自國親トナリ、  
 不、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、カ、  
 親、以テ自國親トナリ、  
 第六、民族、親、以テ自國親トナリ、  
 民族、同、親、以テ自國親トナリ、  
 親、以テ自國親トナリ、

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 281

I-0864



6794016

通商局  
山口

3

昭和貳年八月七日

在オデッサ  
領事島田

外務大臣閣下  
田中首相

ソ連に於ける民族問題、同文  
謝意状、送付、件  
本件之同別冊御参考、送達、不  
査同相送付、件

田中大使

謝意状

昭和貳年九月五日

在オデッサ  
領事島田

島田

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 285

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 284

I-0864



秘

昭和二年八月

ソクタイナニ於テ民族問題

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 286

ソクタイナニ於テ民族問題

緒言

- 一 舊露國領内之民族状況
- 二 共産党ノ民族政策
- 三 民族政策実行上ノ困難
- 四 ソクタイナニ於テ之者領平等
- 五 民族地域及民族移動ノ決定
- 六 民族専科ノ開設
- 七 民族教育ノ設置
- 八 民族ノ名ニ其地ノ施設
- 九 少数民族同化ニ於テ共産党ノ態度
- 十 ソクタイナニ於テ其内ニ於テ之者領内証

土、統、新

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 287

I-0864









大地を著し、便道、開くべきなり。大東亞西人、帝、支  
 配階級、より長き、邊境地方、住民、暗愚、勝味  
 一、地帯、里、より、修養、自己、学校、指導、何れ  
 教育、考へ、他、り、なり  
 經濟上、於て、先、地、方、一、同、後、ハ、常、大、東、亞、西  
 人、増、長、此、地、方、を、地方自治、地方自治、中、有、る、階、級  
 一、野、心、ハ、露、シ、キ、ナリ  
 西部地方、民族、の、増、大、東、亞、西、化、政策、會、議、議  
 的、他、民族、の、團結、他、民族、の、文化、の、植、植、サ、レ  
 見、方、より、予、年、の、著、民族、中、有、在、る、歴史、歴史  
 及、現在、の、地、帯、の、全、然、露、シ、キ、ナリ、帝、制、時、代  
 一、政府、の、精神、的、的、融、進、國民、の、文化、其、他、の、  
 初、年、下、の、同、時、の、華、國民、の、馴、レ、カ、ン、文化、の、優

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 294

其、之、より、強、制、的、的、抑、制、以、テ、大、東、亞、西、化、の、目  
 的、達、ス、ル、ナリ  
 其、の、結果、ハ、今、及、対、の、結果、未、だ、ハ、日、露、國、強  
 才、意、心、力、の、生、シ、東、方、に、在、る、西、方、に、在、る、民族、同、  
 一、の、融、合、者、の、行、方、及、感、の、増、長、ナリ、其、後、  
 政府、の、及、露、政策、の、持、持、力、を、露、國、に、於、テ、  
 強、固、強、の、統、統、セ、レ、ト、シ、露、國、に、於、テ、國民、國民、  
 一、大、露、統、統、ト、ナリ  
 然、レ、一、次、の、融、合、後、ハ、日、露、國、一、統、一、如何、の、落、約、  
 ナ、露、露、シ、二、月、革命、後、至、リ、テ、西、方、に、在、る、  
 民族、同、一、の、大、東、亞、西、化、の、見、出、シ、露、國、  
 多、量、の、民族、の、融、合、ナリ  
 二、共、産、黨、の、民族、政策

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 295

I-0864



此ノ大要西在人権憲法及少數民族、村。上より下、視下  
留懐ハ勿シトシテ其強ク強ク、他者、村ノ民族有  
諸階級者同、村ノ自尊心尤者有、強ク、斯多一面  
健全ニ民族政策、一ニシテ、諸之同、境界、  
真、發見、一ニシテ、同、他、面、自尊心、大  
國民主義、同、境界、定、一ニシテ、困難、  
在、統、界、トシテ、民族政策、實行、一ニシテ、指定、  
了、解、セ、サ、リ、シ、地、方、村、ノ、後、進、歩、  
要、面、異、化、セ、ル、市、ノ、見、テ、民族、村、ノ、  
民族、村、ノ、地方、ノ、多、數、市、村、  
ト、有、テ、市、ノ、大、要、面、  
大、要、面、親、使、同、  
古、味、然、ト、シ、テ、

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1

298

市、然、斯、ル、如、キ、市、村、  
國、同、村、ノ、有、者、及、民族、  
自、尊、心、ノ、抑、壓、有、者、大、  
前、手、政、權、ノ、民、族、  
ソ、ノ、形、態、  
地、ノ、村、ノ、民族、  
及、自、治、村、  
見、ル、  
見、ル、  
也、  
上、  
下、

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1

299

I-0864





衆ノ手、他ノ業ヲ上テカカ、愛民族心及小  
 パンダ、努力下、自食ヲ一腔、服ルヲ新文化、精  
 神ヲ、インテナキナリガム、イテタシム、即チ、形或、程ノ民  
 族的ナル、内容、抱テ、プロレタリ、的、ヲアツクメサシムル  
 カト主張スル、各民族ノ愛民族心、完具、他ト  
 相若シキ人ナリト又著述ノ理想、亦ハ理想、語ト  
 〇ハ到リ、實際ト、相ノ程、種々、市結、抱持ス、  
 ヲト思存スル、今暫ク、對古、在言、施、結果、多ク見  
 ル、ハ、心、(本理、同、ハ、四、二、年、七、月、十、一、日、付、公  
 第、二、八、不、神、抄、信、考、照、(ア、タ、シ、ロ、))  
 五、民族地境及民族部族ノ設定  
 現今、ソ、ソ、ナ、社会、主義、ノ、所、在、共、和、國、ノ、人、口、數、約  
 二、千、八、百、五、十、万、七、千、九、百、八、十、八、人、(ア、タ、シ、ロ、)

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 302

西人) 二、三、他、ノ、數、民族、ハ、二、割、ヲ、占、ム、市、民、少、數、民  
 族、中、ハ、大、露、西、人、(ア、タ、シ、ロ、) 共、和、國、政、府、見、ル、ハ、  
 多、ク、ナ、リ、彼、内、在、大、露、西、人、ハ、ア、タ、シ、ロ、ノ、少、數、民、族、中、  
 一、八、〇、〇、二、百、六、十、万、八、千、人、 福、人、一、百、七、十、五、万、人、 瑞、蘭、人  
 四、十、万、人、 佛、人、一、十、八、万、五、千、人、 毛、里、士、人、一、十、万、四、千、  
 瑞、蘭、人、十、万、六、千、人、 他、ノ、人、九、万、五、千、人、 白、露、西、人、二、  
 万、九、千、七、百、七、十、人、 其、他、雜、人、種、九、万、五、千、人  
 ナリ。  
 ア、タ、シ、ロ、ノ、市、民、口、十、万、以、上、有、ル、市、民、十、五、市、民、多、數、ハ、  
 大、露、西、人、(四、割)、ニ、テ、市、街、地、小、サ、ナ、リ、ト、シ、テ、  
 ア、タ、シ、ロ、ノ、人、ハ、漸、ク、増、加、シ、大、露、西、人、ハ、漸、ク、減、少、  
 シ、テ、共、和、國、ノ、在、リ、テ、前、記、各、少、數、民、族、ノ、便、宜、ノ、  
 因、リ、各、民族、ノ、地、境、ヲ、設、定、ス、及、民族、部、族、

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 303

I-0864











三、列強の内部、国家的及び公共的方面に文化生活、  
 経済大體を管理し、優位の保持を以てし、  
 四、列強の文化生活、實行上平等、形式的の上昇の平等、文  
 明の進歩、列強の文化生活、  
 五、列強の文化生活、  
 六、列強の文化生活、  
 七、列強の文化生活、  
 八、列強の文化生活、  
 九、列強の文化生活、  
 十、列強の文化生活、

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 312

三、列強の内部、国家的及び公共的方面に文化生活、  
 経済大體を管理し、優位の保持を以てし、  
 四、列強の文化生活、實行上平等、形式的の上昇の平等、文  
 明の進歩、列強の文化生活、  
 五、列強の文化生活、  
 六、列強の文化生活、  
 七、列強の文化生活、  
 八、列強の文化生活、  
 九、列強の文化生活、  
 十、列強の文化生活、

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 313

I-0864

七一五の頃、シベリア共産党中央委員会の民  
 族問題に三ノ第一派、第二派、第三派、第四派、  
 第五派、第六派、第七派、第八派、第九派、  
 第十派、第十一派、第十二派、第十三派、  
 第十四派、第十五派、第十六派、第十七派、  
 第十八派、第十九派、第二十派、第二十一派、  
 第二十二派、第二十三派、第二十四派、  
 第二十五派、第二十六派、第二十七派、  
 第二十八派、第二十九派、第三十派、  
 第三十一派、第三十二派、第三十三派、  
 第三十四派、第三十五派、第三十六派、  
 第三十七派、第三十八派、第三十九派、  
 第四十派、第四十一派、第四十二派、  
 第四十三派、第四十四派、第四十五派、  
 第四十六派、第四十七派、第四十八派、  
 第四十九派、第五十派、第五十一派、  
 第五十二派、第五十三派、第五十四派、  
 第五十五派、第五十六派、第五十七派、  
 第五十八派、第五十九派、第六十派、  
 第六十一派、第六十二派、第六十三派、  
 第六十四派、第六十五派、第六十六派、  
 第六十七派、第六十八派、第六十九派、  
 第七十派、第七十一派、第七十二派、  
 第七十三派、第七十四派、第七十五派、  
 第七十六派、第七十七派、第七十八派、  
 第七十九派、第八十派、第八十一派、  
 第八十二派、第八十三派、第八十四派、  
 第八十五派、第八十六派、第八十七派、  
 第八十八派、第八十九派、第九十派、  
 第九十一派、第九十二派、第九十三派、  
 第九十四派、第九十五派、第九十六派、  
 第九十七派、第九十八派、第九十九派、  
 第一百派。

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 314

説明。逸向民衆の解に難き論理を  
 却、此の二つ、或ハシベリアに於テ人ノ共  
 産党員ヲ言ハルニ時ハ内心ニシテ第一派、  
 第二派、第三派、第四派、第五派、第六派、  
 第七派、第八派、第九派、第十派、第十一派、  
 第十二派、第十三派、第十四派、第十五派、  
 第十六派、第十七派、第十八派、第十九派、  
 第二十派、第二十一派、第二十二派、  
 第二十三派、第二十四派、第二十五派、  
 第二十六派、第二十七派、第二十八派、  
 第二十九派、第三十派、第三十一派、  
 第三十二派、第三十三派、第三十四派、  
 第三十五派、第三十六派、第三十七派、  
 第三十八派、第三十九派、第四十派、  
 第四十一派、第四十二派、第四十三派、  
 第四十四派、第四十五派、第四十六派、  
 第四十七派、第四十八派、第四十九派、  
 第五十派、第五十一派、第五十二派、  
 第五十三派、第五十四派、第五十五派、  
 第五十六派、第五十七派、第五十八派、  
 第五十九派、第六十派、第六十一派、  
 第六十二派、第六十三派、第六十四派、  
 第六十五派、第六十六派、第六十七派、  
 第六十八派、第六十九派、第七十派、  
 第七十一派、第七十二派、第七十三派、  
 第七十四派、第七十五派、第七十六派、  
 第七十七派、第七十八派、第七十九派、  
 第八十派、第八十一派、第八十二派、  
 第八十三派、第八十四派、第八十五派、  
 第八十六派、第八十七派、第八十八派、  
 第八十九派、第九十派、第九十一派、  
 第九十二派、第九十三派、第九十四派、  
 第九十五派、第九十六派、第九十七派、  
 第九十八派、第九十九派、第一百派。

在オデッサ日本帝國領事館

S 9460-1 315

I-0864

ハ著方、治意、以テ、修業、執行ヲ、視ニシテ、  
（昭和三年八月廿一日）

在オデッサ日本帝國領事館

S

9460+1

316

I-0864